

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく  
ゆい企画(就労移行支援・就労継続支援 B 型)運営規定**

**(事業の目的)**

第1条 特定非営利活動法人 TRY 福祉会が開設するゆい企画(以下「事業所」という)が行う指定就労移行支援の事業、及び指定就労継続支援 B 型の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

**(運営の方針)**

第2条 指定就労移行支援の実施に当たって、事業所は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、65 歳未満の就労を希望する利用者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援 B 型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難な利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

3 指定就労移行支援及び就労継続支援 B 型の事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市区町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」と)との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、障害者総合支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という)及び「東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例」(平成24年東京都条例第 135 号)「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」(平成 24 年東京都条例第155号)に定める内容の他関係法令等を遵守し、指定就労移行支援及び就労継続支援 B 型を実施するものとする。

**(事業所の名称等)**

第3条 就労移行支援及び就労継続支援 B 型を行う「主たる事業所」の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ゆい企画

ゆい企画(就労移行)

二 所在地 東京都杉並区成田東5丁目15番21号 成宗マンション1階

2 就労継続支援 B 型を行う「従たる事業所」の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 ゆい企画(2)

二 所在地 東京都杉並区成田東5丁目17番 14 号 メゾンド石原 101 号室

**(職員の職種、員数及び職務内容)**

第4条 職員の職数、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し順守させるため必要な指揮命令を行う。

二 サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、指定就労移行支援計画及び指定就労継続支援B型計画の作成の業務の他、事業所に対する指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

2 前項の他、事業所の職員職数、員数及び職務の内容は以下のとおりとする。

一 指定就労移行支援

(1) 職業指導員 1名以上、ただし、東京都条例第135号に定める職員の配置基準を下回らないこととする。

職業指導員は、適切な就労支援等の提供を行う。

(2) 生活支援員 1名以上、ただし、東京都条例第135号に定める職員の配置基準を下回らないこととする。

生活支援員は、日常生活上の支援・相談等の提供を行う。

(3) 就労支援員 1名以上、ただし、東京都条例第135号に定める職員の配置基準を下回らないこととする。

就労支援員は、職場開拓、職場実習の指導、支援を行う。

二 指定就労継続支援B型

(1) 職業指導員 1名以上、ただし、東京都条例第135号に定める職員の配置基準を下回らないこととする。

職業指導員は、適切な就労支援等の提供を行う。

(2) 生活支援員 1名以上、ただし、東京都条例第135号に定める職員の配置基準を下回らないこととする。

生活支援員は、日常生活上の支援・相談等の提供を行う。

(3) 目標工賃達成指導員 1名

目標工賃達成指導員は、事業所にて作成した工賃引き上げ計画に掲げた工賃目標に向けて積極的に取り組むために配置する。

**(営業日及び営業時間)**

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日、ただし、祝日・12月29日から1月4日までを除く。

二 営業時間 午前9時30分から午後5時30分までとする。

**(利用定員)**

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

一 主たる事業所

(1) 指定就労移行支援 6名

(2) 指定就労継続支援B型 17名

二 従たる事業所

就労継続支援B型 17名

**(サービスの内容及び利用者から受領する費用等について)**

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定就労移行支援及び指定就労継続支援 B 型を提供した際には、利用者から当該障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

1 事業所で行う指定就労移行支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労移行支援計画の作成
- (2) 就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練
- (3) 生産活動その他の活動の機会の提供
- (4) 食事の提供
- (5) 実習先企業等の紹介
- (6) 求職活動支援
- (7) 職場定着支援
- (8) 施設外就労
- (9) 施設外支援
- (10) 生活相談
- (11) 健康管理
- (12) 訪問支援
- (13) 前各号に付帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言等
- (14) 在宅でのサービス提供 ただし「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」(令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づく在宅でのサービス利用に限る。

2 事業所で行う指定就労継続支援 B 型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援 B 型計画の作成
- (2) 就労の機会の提供及び生産活動
- (3) 食事の提供
- (4) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (5) 実習先企業等の紹介
- (6) 求職活動支援
- (7) 職場定着支援
- (8) 施設外就労
- (9) 施設外支援
- (10) 生活相談
- (11) 健康管理
- (12) 訪問支援
- (13) 前各号に付帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言等
- (14) 在宅でのサービス提供 ただし「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について(第6報)」(令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)に基づく在宅

でのサービス利用に限る。

3 前項の他、次の各号に掲げる費用については利用者から徴収する。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 その他指定就労移行支援及び指定就労継続支援 B 型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

四 前項費用及びその他、利用者等から金銭の支払いを受ける場合には、あらかじめ説明し同意を得るものとする。

#### **(通常の事業の実施の地域)**

第8条 通常の事業の実施地域は、杉並区とする。

#### **(工賃の支払い等)**

第9条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

#### **(利用にあたっての留意事項)**

第10条 利用者が事業所の指定就労移行支援及び指定就労継続支援 B 型を受ける際、利用者側が留意すべき事項は次のとおりとする。

一 主治医の指示のもと必要な治療を継続すること

二 3 か月以上通所のない場合には、退所扱いとなる

#### **(緊急時における対応方法)**

第11条 従業者等は、指定就労移行支援及び指定就労継続支援 B 型を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### **(非常災害対策)**

第12条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

#### **(事業の主たる対象者)**

第13条 事業の主たる対象者とする障害を次のように定める。

精神障害者

#### **(虐待防止のための措置)**

第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

### (その他運営についての重要事項)

第15条 その他運営について次のように定める。

- 一 事業所は、従業者等の質的向上を図るため、従業員の資質に応じて適切な研修を実施する。
- 二 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業者と従業者で契約を交わすものとする。
- 四 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人 TRY 福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則 平成21年7月1日一部改正。

附則 平成23年4月1日一部改正。

附則 平成25年5月1日一部改正。

附則 平成26年2月1日、指定就労移行支援事業の追加に伴い一部改正。

附則 平成30年7月1日一部改正。

附則 令和元年5月1日一部改正。

附則 令和2年6月25日一部改正

附則 令和3年5月1日一部改正